

議第 3 2 号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和 3 4 年呉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、出産育児一時金として <u>4 0 8 , 0 0 0 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）に規定する出産育児一時金の額を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）に対し、出産育児一時金として <u>4 8 8 , 0 0 0 円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号）に規定する出産育児一時金の額を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>	<p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p>
<p>第 1 1 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>1 0 0 分の 4 7</u> に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号）第 3 2 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>1 0 0 分の 3 6</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数</p>	<p>第 1 1 条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>1 0 0 分の 4 6</u> に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 2 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和 3 3 年厚生省令第 5 3 号）第 3 2 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の <u>1 0 0 分の 3 7</u> に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数</p>

で除して得た額

(3) 略

2・3 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の36に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 略

2・3 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の6の10 第11条の6の3又は第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の3第1項において同じ。）は、20万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の10

で除して得た額

(3) 略

2・3 略

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 略

2・3 略

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の6の10 第11条の6の3又は第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の3第1項において同じ。）は、22万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の10

0分の47に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の36に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 略

2・3 略

（低所得者の保険料の減額）

第15条の3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料

0分の46に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 略

2・3 略

（低所得者の保険料の減額）

第15条の3 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義

の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第11条第2

務者であつて前号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外のもの

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第8条又は第11条の2」とあるのは「第11条の6の3又は第11条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第11条第2

<p>項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略 (特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第15条の3の3 略</p> <p>2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、<u>これ</u>を提示しなければならない。</p>	<p>項及び第3項」とあるのは「第11条の6の5第2項及び第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略 (特例対象被保険者等に係る届出)</p> <p>第15条の3の3 略</p> <p>2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、<u>そのいずれか</u>を提示しなければならない。</p>
---	---

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条、第11条の6の5、第11条の6の10、第11条の10及び第15条の3の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 令和5年4月1日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令の一部改正により出産育児一時金の額が改正されたこと等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。